

固定資産税における縦覧、 閲覧制度が大幅に改正されました

固定資産税に係る価格等を確認していただくために行つていた「固定資産税課税台帳の縦覧制度」が、平成15年度から、新たに「土地価格等縦覧帳簿及び家屋同縦覧帳簿の縦覧制度」と「固定資産課税台帳の閲覧制度」となり、その内容が変更されました。

新しい縦覧制度

従来、前年度の3月1日から20日までの間に行つていた「固定資産税課税台帳の縦覧制度」が、平成14年度税制改正により「土地価格等縦覧帳簿及び家屋同縦覧帳簿の縦覧制度」となり新たにスタートします。

新しい制度のポイントとしては、旧制度における情報開示の幅が、自己の固定資産に限られていたのに対し、新しい制度では、他者が所有する固定資産（土地・家屋に限られます。）の評価額等を縦覧

することにより、自己の固定資産と比較することができるという点です。

なお縦覧できる方や内容、手続きについては、次のとおり一定の条件があります。

●縦覧できる方

- 熊野町の固定資産税（土地又は家屋）の納稅義務者（同居家族含む）
- 相続人（相続を確認する書類【除籍謄本等】が必要）
- 法人（社印を押した委任状が必要）
- 納稅管理人
- 相続人（相続を確認する書類【除籍謄本等】が必要）
- 法人（社印を押した委任状が必要）
- 印（認印）

※いずれも代理の場合には委任状が必要です。

新しい閲覧制度

従来、固定資産税の納稅義務者本人にのみ、自己の固定資産税課税台帳（名寄帳）の登録事項等の情報を開示していた「固定資産税課税台帳（名寄帳）の閲覧制度」が、先の税制改正により、平成15年度から固定資産税の納稅義務者本人に加え、固定資産の使用

●縦覧できる内容

- 自らが所有する固定資産の価格等を記載した固定資産課税台帳（名寄帳）の登録事項
- ※借地又は借家人の方は、当該借地又は借家にかかる固定資産に限ります。

●閲覧における手続き

閲覧できる方であることを確認させていただくため、次

従来、固定資産税の課税台帳等の閲覧と併せて行つていた「固定資産課税台帳記載事項証明等」については、借地又は借家人の方も閲覧制度と同様に証明が受けられるようになりました。

なお手続き等については先の閲覧制度と同様（有料）です。

（税務課 TEL 820-5603）

又、複写による手交もできません。

●縦覧における手続き

することにより、自己の固定資産と比較することができる確認させていただくため、次

●閲覧できる方

- 熊野町の固定資産税の納稅義務者（同居家族含む）
- 納稅通知書、課税明細書又は身分を證明する物（運転免許証、健康保険証等）
- 相続人（相続を確認する書類【除籍謄本等】が必要）
- 印（認印）

●納稅通知書、課税明細書又は身分を證明する物（運転免許証、健康保険証等）

●縦覧できる方

- 借地又は借家人の方は、先の身分を證明する物に加え、賃借に係る契約書又は対価に係る領収書等が必要です。

●納稅通知書、課税明細書又は身分を證明する物（運転免許証、健康保険証等）

に係る対価を支払っている借地又は借家人の方も併せて同台帳の記載事項を閲覧することができるようになりました。

なお閲覧については、先の縦覧期間中を除き、全て有料となります。

平成15年度の縦覧（予定）

とき 4月1日（火）

4月30日（水）

午前8時半～午後5時

（土・日曜日、祝日を除く）

ところ 税務課

平成15年度の閲覧

とき 通年の午前8時半～午後5時（土・日曜日、祝日及び年末年始を除く）

ところ 税務課

その他

従来、固定資産税の課税台帳等の閲覧と併せて行つていた「固定資産課税台帳記載事項証明等」については、借地又は借家人の方も閲覧制度と同様に証明が受けられるようになりました。

なお手続き等については先の閲覧制度と同様（有料）です。

（税務課 TEL 820-5603）